

施行文書の写しの保存等の取扱いについて

1 平成21年度第3回苦情処理調査部会での意見(苦情事案の関連)【H22.1.21 開催】

- (1) 行政文書は開示請求を前提に管理されるべきであり、施行文書の写しは保存してしかるべきものではないか。
- (2) 国会で決裁文書と施行文書が違って問題になった例もあり、決裁文書どおりに施行されたかどうか確認したいという苦情申出人の主張は理解できる。
- (3) 教育委員会だけの問題ではなく、県全体の文書管理の問題である。
- (4) 施行文書の写しの保存については、現在の文書管理の規程では定められていない。環境マネジメントに反するという事にならないかという懸念がある。
- (5) 施行文書の写しを保存するべきかどうかについては、推進会議で議論してもらおう。

2 平成21年度第2回情報公開推進会議での意見【H22.2.18 開催】

- (1) 施行文書の写しの保管について、適正な管理のあり方を一度きちんと考えておくべき必要がある。
また、施行文書として発出したから手元にないにしても、PCの中に情報がある場合、そのPC内の情報の扱いはどうなるのか、明確な定めがないようなので、文書管理に絡めて考えておく必要がある。
- (2) 魚住委員の専門の話になると思うので、できれば次回に意見を聴きたい。
施行文書の写しの保存について、特に基準がないようなので、魚住委員の意見を聴いた上で、推進会議で継続的に検討していただきたい。

3 施行文書の写しの保存の現状(平成21年度第2回情報公開推進会議で事務局から説明)

- (1) 施行文書の写しの保存に関しては、行政文書規程等で特段定められていない。
- (2) 個々の業務の内容、文書の性格等を勘案し、必要に応じて保存している。
- (3) 施行文書の写しのすべてを保存するというのは、環境マネジメントの面、施行文書が多量な場合の事務負担の面等から、必ずしも合理的なことではないと考えられる。
- (4) 参考までに、東京都、神奈川県、埼玉県等の近県にも状況を確認したが、施行文書の写しの保存について文書規程等で定めているところはなく、おおよそ本県と同様の扱いとなっているとのことであった。

実質的な議論をするには、実態を把握し、論点を抽出する作業が必要である。そうした作業の前段階的な意味を持つものとして作成したのが本メモである。なお、本メモは、行政文書管理の大枠を示したものであり、各委員の行政文書の現状に対する認識を深めることを目的としている。実質的な議論は、千葉県全体の行政システムと文書管理規則の実態を精査した上で行う必要があることはいままでもない。

(1) 実質的な管理対象となっている行政文書

- ①行政文書は行政組織内の意思決定を行うために作成される。
- ②行政文書の基本は、決裁・供覧といった事案処理手続を経る「起案文書」である（起案文書中心主義）。
- ③起案文書に何を資料として添付するかは、担当者・決裁権者次第である。

(2) 施行文書の取り扱い

- ①施行文書の原本の内容は、起案文書に書かれている。（起案文書中心主義）
- ②決裁を経た起案文書をもとに施行文書が作成され、施行文書の原本が先方に発出される。
- ③施行文書（原本）の「写し」は、文書管理規定に保存するよう書かれていない。（但し、担当者の判断で起案文書に資料として添付する場合もある。）
- ④行政文書管理簿には「起案文書」のみが登録できるようになっている。

(3) この問題を考えるにあたっての基本的視点

- ・行政文書をめぐる行政の論理と委員の感覚のズレ。
しかし、ズレを解消するには多くの課題が存在する。
- ・行政文書の管理をきちんと行うには、予算を投入して体制を整える必要がある。
- ・それは日々の行政の実務との関係を念頭において考えられるべきで、机上の空論であってはならない。
- ・県庁のシステム全体のなかで考えられる必要がある。

※拙稿「行政文書と文書管理のあいだ—官僚制の論理と行動に関する一考察—」（『都市問題』

東京市政調査会、第99巻第10号、2008年）もご覧ください。